

# 第1編

## ファイナンシャル・プランニング概論

### 第1章 FPと倫理

#### 1 FPとは

##### 1-1 ファイナンスの対象

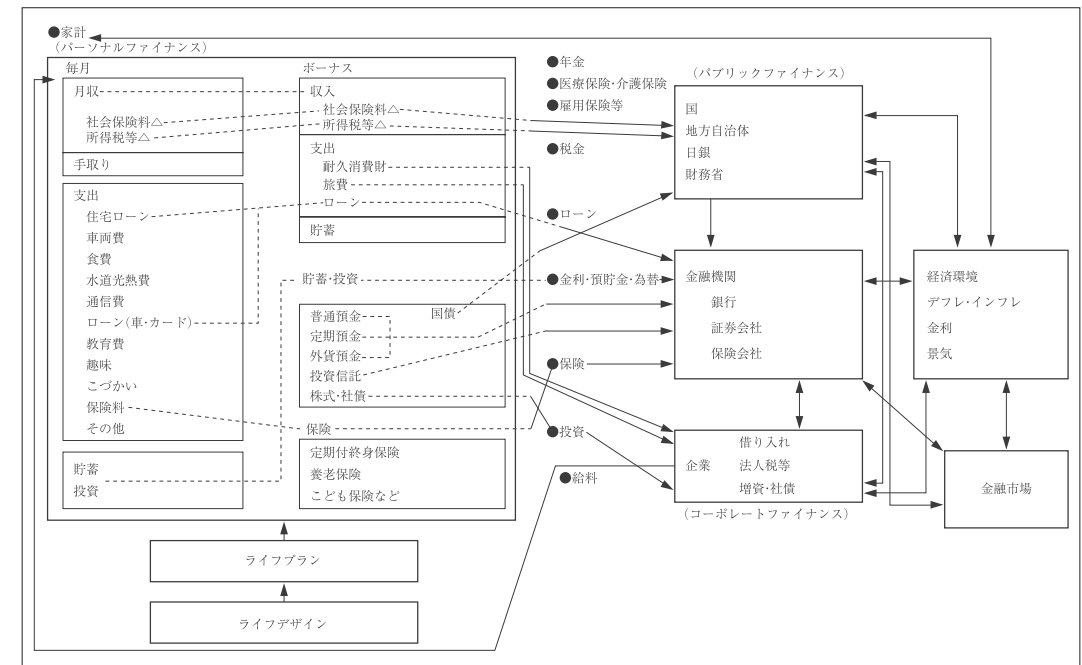
「ファイナンシャル (Financial)」とは「ファイナンス (Finance)」の形容詞です。ファイナンスには金融・財務・財政という意味があります。「金融」とは、資金の融通つまり資金の貸し借りを意味しますが、ここからやや広く資金の出し入れ・資金繰りをも意味する概念として使われています。また、「金融機関」という場合は、銀行・証券会社のほかに保険会社も含めて使われており、保険を通じた資金調達・資産運用もあります。

また、ファイナンスの対象には個人・法人・社会・国家があります。法人のファイナンスはコーポレートファイナンスないし企業財務といわれ、国家のファイナンスはパブリックファイナンスないし国家財政、社会におけるファイナンスはソーシャルファイナンスといわれます。

これらに対して、家計のファイナンスを「パーソナルファイナンス」と呼びます。個人と家族の家計を考えてみると、まず働き手による収入があり、資金調達として住宅ローン・自動車ローンなどの各種ローンやクレジットがあり、資産運用としては預貯金や株式などの金融商品による運用や不動産投資などがあります。また、所得税・住民税や公的年金・公的医療保障・公的介護保障のための社会保険料負担も家計のファイナンスの中で重要な位置を占めています。

1990年代後半、特に金融ビッグバン（日本では1996～2001年）以後、次々と多様な金融商品が登場し、あるいは金融機関の破綻が相次ぐなど、個人と家族は自己責任で金融商品と金融機関を選択しなければならなくなりました。また、公的年金の給付低下傾向や医療保険・介護保険制度のさまざまな問題点の顕在化などの中で、老後まで展望した長期のファイナンシャル・プランを作り、住宅資金や教育資金そして老後資金といった資金について資金計画を立てて、貯蓄や運用そしてリスクマネジメントを意識的に行う必要性が増しています。個人の生き方も多様になっており、画一的ではない自分と家族のライフプランを作り、それに応じて貯蓄・資産運用、年金、税金、ローン、保険、介護、相続といったパーソナルファイナンスの複雑多岐にわたるさまざまな領域に関するプランを作成し、実行することが求められています。サブプライムローン問題をきっかけとした2008年以降の金融経済危機とその後の不況は、こうしたパーソナル・ファイナンシャル・プランニングの必要性をますます高めています。

<ファイナンスの対象と領域>



また、2000年代後半頃から社会における資金調達や資金運用として、クラウドファンディングやソーシャル・インパクト・ボンドあるいはESG投資、寄附やふるさと納税などを含むソーシャルファイナンスの領域も広がっています。

こうして見てみると、ファイナンスとは単なる資金の貸し借りだけを意味するのではなく、国家と法人と個人にかかわるマネーの複雑多様な領域、つまり預貯金、投資、税金、年金、ローン、保険などを包括する概念として使用されていることが分かります。

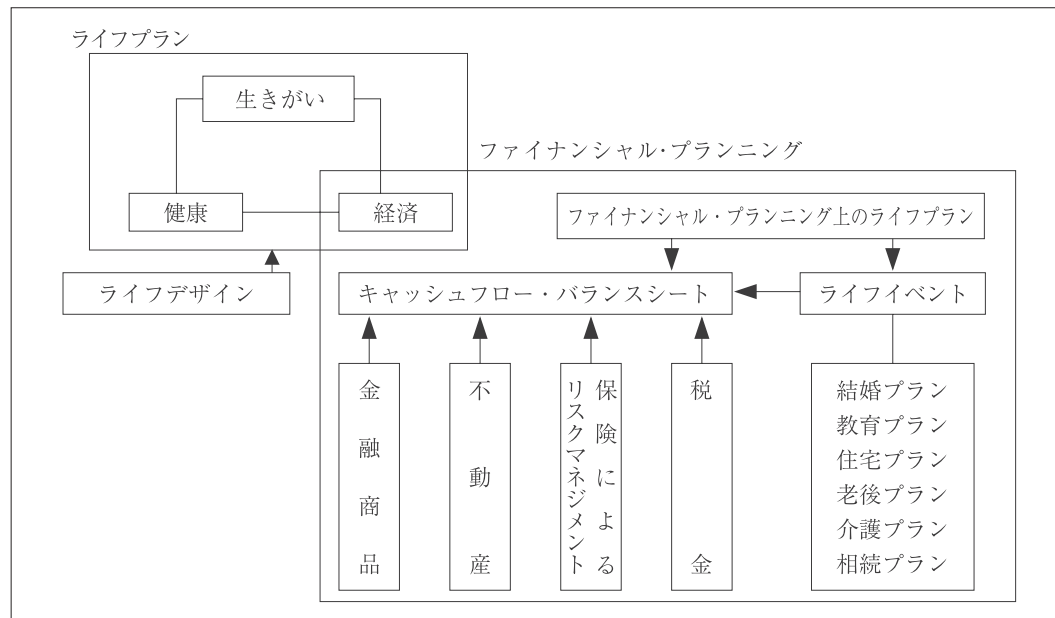
##### 1-2 FPの意味

「FP」は、ファイナンシャル・プランニング (Financial Planning) の略語であると同時に、ファイナンシャル・プランナー (Financial Planner) の略語でもあります。

FPが対象とするのは、基本的に家計のファイナンス、つまり「パーソナルファイナンス」です。

そして、ファイナンシャル・プランニングとは、個人のライフデザインとライフプランを実現するために、個人の収入・支出、資産・負債、保障・補償などのデータを集め、必要に応じて専門家の協力を得ながら現状分析を行い、住宅取得プラン、教育資金プラン、リスクマネジメントプラン、老後資金プラン、金融資産運用プラン、不動産運用プラン、タックスプラン、相続・事業承継プランなどのパーソナルファイナンスに関するプランを

## &lt;ライフプランとFP&gt;



個人と家族のライフプランに沿って立案・実行し、見直しを行うことです。つまり、多様な個人のライフプランに適応したパーソナルファイナンスに関するプランニングのことであり、パーソナル・ファイナンシャル・プランニングとも呼ばれています。また、企業経営者や個人事業者の場合は、パーソナルファイナンスと同時に、パーソナルファイナンスにも影響を及ぼす範囲でのコーポレートファイナンスに関するプランニングもその領域に入り、社会への寄与をより重視する場合は、クラウドファンディングによる寄附や投融資、ソーシャル・インパクト・ボンドやESG投資など、ソーシャルファイナンスの領域も入ってきます。

ファイナンシャル・プランナーとは、パーソナル・ファイナンシャル・プランニングを行う専門家です。すなわち、必要に応じて税理士、公認会計士、社会保険労務士、弁護士、不動産鑑定士や保険の専門家、司法書士などの専門家の協力を得ながら、個人のライフデザインに基づくライフプランに沿って、その個人とともに、パーソナルファイナンスのすべての分野に関する総合的なプランを立て、実行・見直しを援助する専門家です。

### 1-3 ライフデザインとライフプラン

パーソナル・ファイナンシャル・プランニングの目的は、個人と家族が満足するライフデザインとそれに基づくライフプランを作成し、実践することです。

ライフデザインとは個人の生き方のことであり、ライフデザインには個人の人生に対する価値観が表現されます。また、何を幸福とするか、満足とするかも、ライフデザインに

基づいて決定されます。人の価値観には、経済的価値、文化的価値、道徳的価値、環境価値や地域の価値などがあり、それらをどう評価するかは人によって異なります。また、現代は、個人の生き方はきわめて多種多様になっています。家族構成では、シングル、デュインクス、共働きファミリーなどがあり、就業形態についても会社員、自営業（フリーランス）のほか、派遣社員、契約社員など多様な働き方があり、転職などの機会も多くあります。こうした個人の生き方を方向付けるものをライフデザインと呼び、通常よく表現されるライフスタイルも、ライフデザインの表現にほかなりません。

これに対してライフデザインを具体化したものがライフプラン、つまり生涯生活設計です。広い意味でのライフプランには、キャリアプランや家族に関するファミリープラン、生きがいに関する活動プラン、健康増進や健康管理のプラン、そしてファイナンシャル・プランなどが含まれています。具体的なライフプランを作成・実行することで、個人のライフデザインが実現されることになります。この広義のライフプランに対して、ライフプランを数値化したものがファイナンシャル・プランニングにおける狭義のライフプランです。すなわち、キャリアプランとそれに基づく収入予測、住宅取得の具体的な数値的プラン、教育資金に関する数値的プラン、老後資金プランなどをキャッシュフロー表とバランスシートで表現していくことが、ファイナンシャル・プランニングにおけるライフプランニングと呼ばれています。なお、人生の後半におけるライフプランニングのことを、リタイアメントプランニングといいます。

### 1-4 FPの2つの特徴

FPには次のように2つの特徴があります。

第一は、ライフデザインとライフプランが目的となるという点です。この点でファイナンシャル・プランナーは、資産の最大化を目的とする投資アドバイザーとは異なっています。

第二は、包括的アプローチがとられるという点です。顧客のライフプランを実現するためには、金融商品、保険、不動産、税金、年金、ローンなどの幅広い知識や、その前提となる金融や経済に関する知識も要求されます。ファイナンシャル・プランナーはこれらすべてに注意を払い、顧客にとって最良のプランを提示しなければなりません。こうしたさまざまな領域にわたる包括的アプローチが、税理士、弁護士、金融や不動産の専門家など、ある特定分野に特化した専門家たちとファイナンシャル・プランナーを区別する最大の特徴です。

ファイナンシャル・プランナー自身に求められる知識の包括性ととも、次の2点も重要です。

1つは、顧客に対するプランニングアプローチの包括性です。例えば、顧客はしばしば保険の見直しや資産運用などといった個別の特定分野に関する相談をファイナンシャル・プランナーに行います。ファイナンシャル・プランナーはこれに対して、その個別テーマ

## 第2編

## ライフプランニング

## 第2編のポイント

- ☑ 「教育資金」「住宅資金」「老後資金」は特に多額の資金を必要とするため、「人生の3大資金」と呼ばれている。
- ☑ 社会保険制度には、すべての人を対象とする年金保険・医療保険・介護保険と、原則として雇われている人を対象とする労災保険・雇用保険がある。
- ☑ 公的年金制度は、すべての人を対象とする年金制度のベースとなる国民年金と、民間の会社員および公務員等、勤務先がある人を対象とする厚生年金保険がある。
- ☑ 企業年金制度は、公的年金制度を補完する年金制度である。近年、確定拠出年金（個人型）iDeCoの適用対象者が拡充されている。

## 第1章 ライフプランニングと資金計画

## 1 人生の3大資金

長い人生には、結婚、子どもの誕生、子どもの進学、住宅取得など、その時々でさまざまなライフイベントがあります。これらのライフイベントには大なり小なりの資金を必要としますが、その中でも、「教育資金」「住宅資金」「老後資金」は特に多額の資金を必要とするため、「人生の3大資金」と呼ばれています。

## 2 教育資金設計

教育資金設計の最大の特徴は、子どもが生まれた時点で、「資金が必要になる時期がある程度確定する」ことです。また、子どもが成長するにつれ、負担しなければならない金額が加速度的に増えていくという特徴も併せ持っています。

教育資金設計に関しては、「子どもが大学まで進むかどうか」や「奨学金利用の可否、制度の有無」などの不確実な要因があります。また、幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金制度による授業料負担の軽減、大学の授業料減免等の高等教育の修学支援新制度など、家計への負担を軽減する制度も拡充されています。教育資金設計を確実に達成させるためには、子どもができるだけ小さいうちから、大学まで卒業することを前提に準備を始めることが、大きなポイントといえます。

教育資金の準備にあたっては、次のような方法があります。

## (1) こども保険・学資保険

一般に、親が契約者、子どもが被保険者となり、親子で契約します。子どもの入学・進学年齢に合わせて祝い金を、満期時には満期保険金を受け取れます。保険期間の途中で親（契約者）が死亡・高度障害状態になった場合、その後の保険料の払込みは免除されます。さらに、満期まで毎年、育英年金を受け取れる商品もあります。

## (2) 国の教育ローン

使用目的が子どもの教育関係に制限されるローンです。高等学校から大学（院）、各種学校までの入学金、授業料、学校への納付金などが対象となります。

国の教育ローン（日本政策金融公庫）	
貸付名	教育一般貸付
対象	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校、各種学校、海外の高等学校・大学、予備校など
返済期間	20年以内
利率	固定
融資限度額	1学生・生徒当たり350万円以内（所定の要件を満たす海外留学や自宅外通学、修業年限5年以上の大学（昼間部）、大学院の場合は450万円以内）
取扱窓口	公庫全支店と銀行、信用金庫、信用組合、JAなどの金融機関
要件	世帯の年間収入（所得）が一定金額以内であること 例えば、子ども1人の場合は、給与所得者は790万円以内、事業所得者は600万円以内の世帯。一定の要件に該当する場合は、給与所得者は990万円以内、事業所得者は790万円以内の世帯。

## (3) 奨学金制度

奨学金制度には大きく分けて給付型と貸与型の2種類があり、返済する必要のないものが給付型、全額返済しなければならないものが貸与型です。従来、奨学金は貸与型が中心でしたが、近年は給付型が拡充されています。主な奨学金としては、日本学生支援機構が実施する奨学金制度があります。

## (4) 高校生等への就学支援

国公私立を問わず、高等学校等就学支援金制度により、授業料の実質無償化が図られています。さらに、2025年度から2026年度にかけて所得制限が撤廃され、世帯の収入にかかわらず生徒が希望する進路を選択しやすくなることが期待されています。

## (5) 大学生等への修学支援

2020年4月から「高等教育の修学支援新制度」が実施されました。住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生等は、給付型奨学金制度を利用することができ、併せて、大学・専門学校等の入学金・授業料が免除または減額されます。また、2025年度からは、多子世帯（扶養する子どもが3人以上いる世帯）を対象とした支援が拡充されました。支援内容や手続き等については、日本学生支援機構が相談窓口を設けているほか、各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口において相談することができます。

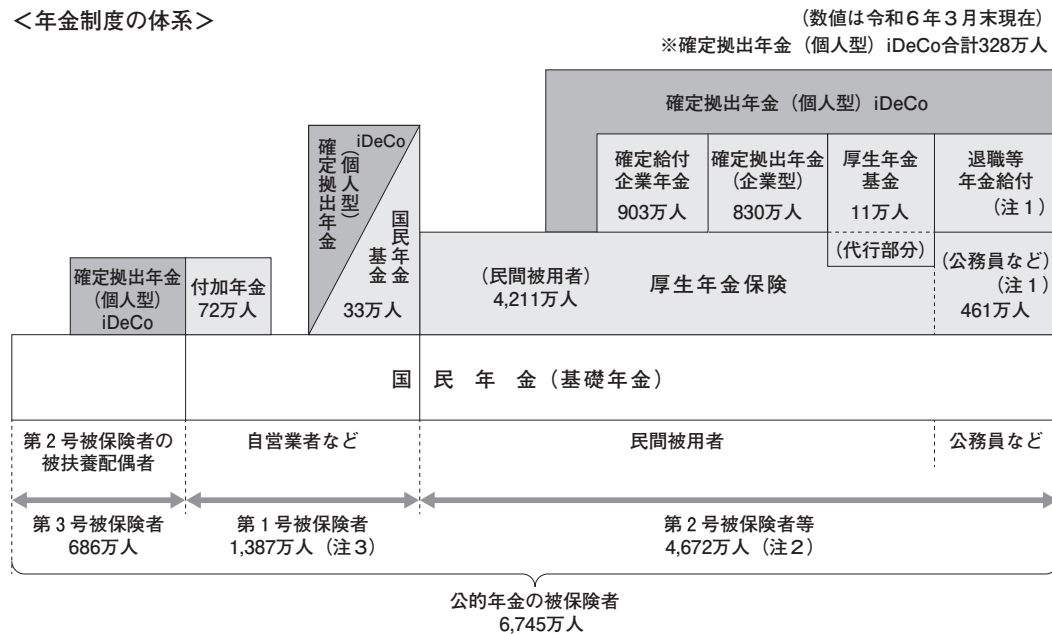
### 第3章 公的年金

#### 1 公的年金制度

##### 1-1 年金制度の概要

年金制度は、高齢者等の生活を支えるために、金銭面で国が保障をする仕組みを持った制度です。1961年から国民年金法の適用（保険料の徴収）が開始され、1985年の年金制度改正によって基礎年金制度が導入されて、今日の年金制度の基盤が出来上がりました。

<年金制度の体系>



(注1) 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金保険に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

(注2) 国民年金の第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者をいう(国民年金の第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

(注3) 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

(出所：企業年金連合会)

##### (1) 公的年金制度の特徴

現在、年金制度は3階建て構造になっており、その1階部分である国民年金(基礎年金)と2階部分である厚生年金保険(民間企業の会社員や公務員等に適用)が「公的年金」と呼ばれています。給付される公的年金の種類は、老齢年金、障害年金、遺族年金の3種類です。公的年金には次の3つの特徴があります。

###### ① 国民皆年金

すべての国民が国民年金制度に加入し、年金の給付を受けるという「国民皆年金」で

あることです。自営業者、農林漁業従事者、会社員、専業主婦、無業者を含めて20歳以上60歳未満のすべての国民(外国人を含む日本国内に住んでいる人)が国民年金(基礎年金)に加入し、基礎年金給付を受けるという仕組みです。こうした国民皆年金制度は安定的な保険集団を構成し、社会全体での老後の所得保障を目的としています。

###### ② 社会保険方式

「社会保険方式」を採用していることです。公的年金制度の加入者は、それぞれ保険料を拠出し、それに応じ年金給付を受けます。したがって、基本的には保険料を納めなければ年金はもらえません。また、納めた期間が長ければ支給される年金も多くなります。強制加入とする理由は、やり直しのきかない人生を後悔しないように、若い頃から老後に備えるという個人の視点で見た必要性和、現役世代の国民が全員参加で公的年金を支えることを義務付けることによって、安定した生活基盤を構築するという制度全体の視点から見た必要性があるためです。

###### ③ 世代間扶養

現役世代が保険料を納め、それが原資となって年金受給世代に給付されるという「世代間扶養」という仕組みです。

かつて高齢者は、子どもによる私的な扶養や老後のための私的な貯蓄等によって老後生活を送っていました。しかし、社会構造の変化、特に第1次産業で働く人の激減、核家族化や若者の都会への集中、会社員化等により、私的な扶養に頼ることはさらに難しくなりました。また、平均寿命が大幅に伸び、老後生活が長期化したことも、私的な扶養や貯蓄によって老後生活を送ることを困難にしています。

世代間扶養の考え方は、一人ひとりで私的に行っていた老親の扶養・仕送りを、社会全体の仕組みに広げたものです。現役世代が全員でルールに従って保険料を納付し、その時々の高齢者全体を支える仕組みは、私的な扶養の不安定性やそれをめぐる気兼ね・トラブルなどを避けるというメリットがあります。

##### (2) 給付の種類

公的年金の給付には次の3種類があります。

種類	対象	支給される内容
老齢給付	原則65歳以上の人	老齢基礎年金、老齢厚生年金、特別支給の老齢厚生年金など
障害給付	障害を持った人	法律で定められた障害等級に応じて、障害基礎年金、障害厚生年金など
遺族給付	遺族の人	年金加入者が亡くなった場合、遺族に、遺族基礎年金、遺族厚生年金など

##### (3) 年金額の改定

年金額は、原則として毎年4月に改定され、賃金と物価の変動による改定(年金の実質的な価値を維持するための改定)と、マクロ経済スライドによる改定(年金財政の健全化

## 第3編

## タックスプランニング

## 第3編のポイント

- ☑ 税金には、国税と地方税の区別、直接税と間接税の区別、申告納税方式と賦課課税方式の区別がある。
- ☑ 所得税は、その人のその年の収入金額から必要経費を差し引いた所得に対して課税される税金である。
- ☑ 所得税の計算においては、10種類の所得区分に分けて所得の計算がなされる。
- ☑ 所得税の計算において、所得から差し引くことができる所得控除は16種類。
- ☑ 所得税の計算において、算出された税額から差し引くことができる税額控除としては、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）等がある。

## 第1章 日本の税制

## 1 税金の種類

税金にはさまざまな種類があります。

## 1-1 国税と地方税

税金を課すのが国か、地方公共団体（都道府県・市町村など）かによる分類です。地方税はさらに都道府県が課税する道府県税、市町村が課税する市町村税に分かれます。

国 税	国が課す税金 ⇒所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、印紙税、消費税など
地方税	地方公共団体が課す税金 ⇒住民税、事業税、固定資産税、不動産取得税、地方消費税など

## 1-2 直接税と間接税

直接税とは、税金を納める義務のある人と税金を実際に負担する人が同じである税金です。所得税や法人税などがこれにあたります。

間接税は、税金を納める義務のある人と税金を実際に負担する人が異なる税金です。租税の転嫁、つまり税の負担が次々に移っていく税金のことです。消費税などがこれにあたります。

直接税	納税義務者とその税金を負担する人が同一である税金 ⇒所得税、法人税、相続税、贈与税、住民税、固定資産税など
間接税	納税義務者とその税金を負担する人が異なる税金 ⇒消費税、酒税、たばこ税など

## 1-3 申告納税方式と賦課課税方式

税金の額の決定方法には、大きく分けて「申告納税方式」と「賦課課税方式」の2つの方法があります。

申告納税方式は、納税する人が、自分で税法に従って所得金額や税額を計算し、申告・納税する方法です。所得税や法人税などがこれにあたります。

賦課課税方式は、納税する人が申告を行わず、国・地方公共団体等が納付すべき税額を確定する方法です。住民税や固定資産税がこれにあたります。

申告納税方式	自分で税額を計算し、申告・納税する方法 ⇒所得税、法人税など
賦課課税方式	税金を課す国・地方公共団体等が納付すべき税額を確定する方法 ⇒住民税、固定資産税など

## 1-4 税制の動向とタックスプランニング

国の収入を「歳入」、国の支出を「歳出」といい、毎年度4月から3月までの会計年度の予算が、国会の議決を経て執行されています。歳入の中心は税収です。したがって、国の予算編成は税制と密接な関係にあります。

また、税制は、個人や企業の所得・経済力に見合った課税となっているか、公的サービスの財源調達機能を十分に果たした上で、社会の活力や経済の発展の妨げとならず、個人や企業の自由な経済活動にできるだけ影響を与えないものとなっているか、理解しやすい仕組みになっているか、ということが求められます。それらのバランスがとれた税制を考えるため、通常、税制は毎年見直しが行われています。

これが「税制改正」です。その根本となるものが「税制改正大綱」と呼ばれ、毎年12月中頃に発表されます。そして、冬から春にかけて関連する法案が内閣から国会に提出され、法律として成立することになります。

タックスプランニングは、長期のライフプランニングに役立つプランニングでなければなりません。ある時期に控除や特例として税負担が軽減できる制度があっても、将来それが廃止される可能性があれば、その動きをしっかりと見すえて慎重に判断することが求められます。そのためタックスプランニングでは、税制の動向を踏まえることがとても重要になります。



## 社会人1年目の所得税は どれくらい引かれる?

個人の収入に対して課税されるのが所得税。社会人として働き始めたら、1年間の収入に対し、所得税はどのように算出されるかを把握しておくことは重要です。それによって手取り額も変わるからです。特に会社員や公務員は、給与やボーナスから所得税を天引きで納めるため、税金への意識が薄くなりがち。ここで基本の仕組みを理解し、おおまかな金額を出してみましょう。

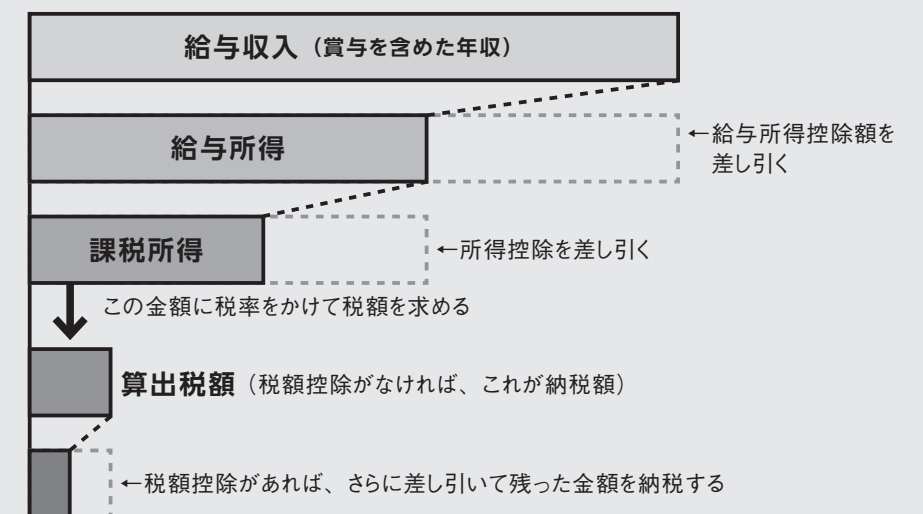
### 会社員は給与所得控除によって課税額を抑えられる

所得税は1年間の年収を基に計算しますが、年収すべてに課税されるわけではありません。下図のように、最初にその収入を得るためにかかった費用（必要経費）を控除します。会社員などは給与収入に応じた給与所得控除額が該当し、その金額を差し引いて「給与所得」を求め

ます。そこから、当てはまる所得控除を差し引いて課税所得を求め、税率をかけて税額を計算します。さらに税額控除があれば、それも差し引けます。

所得税は累進課税のため、所得が高いほど税率も高くなります。新入社員だとどれくらいなのか計算してみましょう。

#### ▼ 所得税の計算の仕組み（会社員の場合）



が、臨時的に供与されたものは、役員賞与となり損金算入されません。

### (3) 交際費

交際費は、法人税の計算においては原則として損金に算入できませんが、資本金または出資金1億円以下の法人については、一定額まで損金に算入することができます。また、接待飲食費の50%については、資本金または出資金が1億円を超えているか否かにかかわらず、一定の要件に基づき損金算入することができます。なお、資本金または出資金が100億円を超える法人においては、交際費等の全額が損金不算入とされ、法人税の計算において損金と認められません。

資本金または出資金	損金算入できる額
1億円以下	1年間の交際費支出額（上限800万円）または接待飲食費の50%
1億円超	接待飲食費の50%

### 2-5 法人税額の計算

法人税額は、個人の所得税と同様にその所得金額に税率を乗じて計算します。法人税の税率は、普通法人や公益法人といった法人の種類によって異なります。

## 3 法人税の申告と納付

### 3-1 申告

#### (1) 確定申告

法人税の確定申告は、事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内に、納税地を管轄する税務署長に確定申告書を提出します。

#### (2) 中間申告

事業年度の期間が6ヵ月を超える法人は、事業年度開始の日以降6ヵ月を経過した日から2ヵ月以内に、納税地を管轄する税務署長に中間申告書を提出しなければなりません。

### 3-2 納付

法人税の確定申告書および中間申告書を提出した法人は、申告書の提出期限までに申告書に記載した金額を納付しなければなりません。

# 入社1年目の所得税を計算してみよう

## 例題

【社会人1年目 Aさんのケース (2025年の場合)】 ※収入は給与収入のみ

- ・給与収入／月給22万円（4～12月の9カ月間）計198万円  
賞与（6月は6万円、12月は38万円）計44万円  
合計 年収242万円
- ・社会保険料／厚生年金・健康保険・雇用保険の保険料で、給与収入の15%と仮定
- ・その他の所得控除／基礎控除（下の表Bを参照）  
上記以外の人的控除や、生命保険料・地震保険料控除等は0円

表A 給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額
190万円以下	65万円
190万円超 360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円（上限）

表B 基礎控除

合計所得金額	基礎控除額
132万円以下	95万円
132万円超 336万円以下	88万円
336万円超 489万円以下	68万円
489万円超 655万円以下	63万円
655万円超 2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0万円

表C 所得税の速算表 税額=(a)×(b)-(c)

課税総所得金額 (a)	率 (b)	控除額 (c)
195万円以下	5%	—
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

例) 課税総所得がこの範囲なら  
課税総所得金額×10%−97,500円で、所得税額が算出できる

## 空欄に当てはまる金額を入れて計算してみよう ※復興特別所得税は含みません

Aさんの給与収入  円 ①

給与所得控除額 ①を表Aに当てはめて計算  円 ②

給与所得 ①−②で計算  円 ③

所得控除

社会保険料控除 ①×15%で概算  円 ④

基礎控除 表Bから選ぶ  円 ⑤

課税総所得金額 ③−④−⑤で計算  円 ⑥  
(千円未満は切り捨て)

所得税額 ⑥を表Cに当てはめて計算  円 ⑦

※他に税額控除がない場合、⑦=納付税額（実際は⑦に復興特別所得税が加算される）（百円未満は切り捨て）

## 年収と可処分所得（手取り収入）の違いを確認しよう

給与収入(年収) − 税金 − 社会保険料 = 可処分所得(手取り)

円 −  円 −  円 =  円

前年に所得のない1年目は所得税のみ。  
2年目以降は住民税も加わる

年収が高くなるほど手取り額との違いが  
大きくなることも知っておこう

※解答は次のページにあります。

## コラム

### 住民税の天引きは社会人2年目の6月から

住民税には都道府県民税と市区町村民税があります。どちらも所得に応じた所得割と定額の均等割があり、所得割は合計で一律10%です。ただし、前年の所得に対して課税されるため、前年に所得のない新入社員の場合、1年目は給与から引かれることはありません。2年目の6月の給与から年税額を12等分した金額で、毎月光引かれます。最初に通知書も付与されるので必ずチェックしましょう。

## ☑ ケーススタディ（タックス）の解答

空欄に当てはまる金額を入れて計算してみよう

Aさんの給与収入		2,420,000円	①	
給与所得控除額	$2,420,000円 \times 30\% + 80,000円$	806,000円	②	
給与所得	$2,420,000円 - 806,000円$	1,614,000円	③	
所得控除	社会保険料控除	$2,420,000円 \times 15\%$	363,000円	④
	基礎控除		880,000円	⑤
課税総所得金額	$1,614,000円 - 363,000円 - 880,000円$	371,000円	⑥	
所得税額	$371,000円 \times 5\%$	18,500円	⑦	

\*このほか、復興特別所得税が加算される

年収と可処分所得（手取り収入）の違いを確認しよう

給与収入（年収）	税金	社会保険料	可処分所得（手取り）
2,420,000円	18,500円	363,000円	2,038,500円

源泉徴収票で  
これらの内容が  
確認できる

令和 年分 給与所得の源泉徴収票		
年収	給与所得	所得控除
2,420,000	1,614,000	806,000
363,000		
18,500		

源泉徴収税額  
= その年に納めた  
所得税額

社会保険料

### ◎ 所得税のポイント

- ・ 税金は年収から必要経費を差し引いた「所得」を基に計算する。社員の場合、給与所得控除額を引いた後の金額が「給与所得」。
- ・ 所得の合計から各種の所得控除を差し引いて、課税所得を求める。
- ・ 当てはまる所得控除が多い人ほど、課税所得は少なくなる。
- ・ 社員の所得税は年末調整で精算し、源泉徴収票で確認する。
- ・ 年末調整で調整できない控除等は、翌年の確定申告で精算する。

## 第4編

## リスクマネジメント

## 第4編のポイント

- ☑ リスクマネジメントの手法には、リスク・コントロールとリスク・ファイナシングがある。
- ☑ 社会保険は国および公的な組織がその運営を行っている。民間の保険は、保険募集や保険契約者を保護する仕組みについて法令が定めるルールに則り、生命保険会社や損害保険会社等により運営されている。
- ☑ 生命保険は、大きく分けて、死亡保険、生存保険、生死混合保険に分類される。
- ☑ 損害保険は、大きく分けて、人に対する保険、物に対する保険、賠償責任保険、その他の保険に分類される。

## 第1章 リスクマネジメント

## 1 リスクマネジメントとは

## 1-1 リスクマネジメントの概念

リスクとは、「予想どおりにいかない可能性」「結果が分からない不確実な状態」のことをいいます。人の生涯や企業活動にはリスクがつきものです。ファイナンシャル・プランニングで最も重要な要素の1つに、リスクを管理するということがあります。リスクを軽減・回避するために、さまざまなリスクが発生した場合の損失・損害を事前に把握し、合理的な方法と費用で適切な対応策を講じておくことが必要になります。その計画・実行の管理手法を「リスクマネジメント」といいます。

## (1) 個人を取り巻くリスクとその事象

個人を取り巻くリスクには、以下のようなものがあります。

- ・人（本人・家族）に関するリスク：病気、けが、長生き、死亡など
- ・物・財産・収入に関するリスク：災害、盗難、負債、失業など
- ・損害賠償に関するリスク：自動車事故など

## (2) 企業を取り巻くリスクとその事象

企業を取り巻くリスクには、以下のようなものがあります。

- ・経営者、従業員に関するリスク：労災事故など
- ・物・資産・収入に関するリスク：災害、盗難、負債、休業など
- ・損害賠償に関するリスク：自動車事故、業務上の事故など

## 1-2 リスクマネジメントの手法

リスクマネジメントの手法は、「リスク・コントロール」と「リスク・ファイナシング」の2つに分けることができます。

## (1) リスク・コントロール

リスク・コントロールとは、損失の発生を事前に防止し、また、仮に損失が発生したとしてもその拡大を抑えて、損失の規模を最小限にする手法です。

## ① 回避

例えば、自動車を運転することによって自動車事故のリスクと常に直面することになります。そこで、自動車の運転自体をやめることで、限りなく自動車事故のリスクを低くすることができます。これをリスクの「回避」といいます。

## ② 制御

しかし、リスクを回避するために自動車の運転を完全にやめることは、仕事でそれを使用する場合などは難しいでしょう。この場合には、交通法規の教育や安全運転の徹底などで、事故の発生頻度や損失の規模を小さくすることが効果的です。これをリスクの「制御」といいます。

## ③ 結合（分散）

例えば、ある製品の製造工場を、地震や水害等、リスクの種類が異なる複数の地域に分散して建設すると、生産停止のリスクを避けられます。リスクをまとめずに、複数（多様な種類や場所）を組み合わせる（結合させる、分散させる）ことを、リスクの結合（分散）といえます。

## ④ 分離

例えば、機密データを、通常業務用のサーバーとは別にネットワーク的に隔離された専用サーバーに保管すると、仮に、通常業務用のサーバーがサイバー攻撃を受けても、被害の連鎖的な拡大を防げます。このように、物理的に切断すること、機能を切り分けることを、リスクの分離といえます。


## ⑤ 移転

自動車が必要なときにはレンタルするなど、そもそも損失にさらされている物を自分で保有しないという方法を「移転」といいます。

## リスク・コントロールの手法例

用語	内容	具体例
回避	リスクの原因そのものをなくす	車の運転の中止
制御	損失の発生頻度や深刻度を軽減する	教育、訓練
結合	リスクをまとめずに、組み合わせること	製造拠点の分散
分離	切断すること、切り分けること	サーバーの分離
移転	所有せず、第三者にリスクを転嫁する	レンタル、リース

<保険証券の例>

保険証券記号番号 ○○△△××□□		定期保険特約付終身保険	
保険契約者	安西 直樹 様	保険契約者印	◇契約日（保険期間の始期） 2019年10月1日 （令和元年） ◇主契約の保険期間 終身 ◇主契約の保険料払込期間 60歳払込満了
被保険者	安西 直樹 様 契約年齢39歳 1980（昭和55）年5月28日生まれ 男性		
受取人	(死亡保険金) 安西 純子 様 (特定疾病保障保険金) 被保険者 様	(被保険者との続柄) 妻 受取割合 10割	
◆ご契約内容		◆お払込みいただく合計保険料	
終身保険金額（主契約保険金額）	700万円	毎回	××,×××円/月
定期保険特約保険金額	1,300万円	[保険料払込方法（回数）] 団体月払	
生活保障特約年金年額	200万円	◇社員配当金支払方法 利息をつけて積立	
特定疾病保障定期保険特約保険金額	300万円	◇特約の払込期間および保険期間 10年	
災害入院特約〔本人・妻型〕入院1日目から	日額 5,000円		
疾病入院特約〔本人・妻型〕入院1日目から	日額 5,000円		
不慮の事故や疾病により所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて（入院給付金日額の10倍・20倍・40倍）手術給付金を支払います。			
生活習慣病入院特約 入院1日目から	日額 5,000円		
リビングニーズ特約			
※妻の場合は、本人の給付金の6割の日額となります。			
生活保障特約の年金種類	5年確定年金		

<参考>

本例で、保険期間中に被保険者が死亡すると（保険事故に該当）、終身保険（700万円）、定期保険特約（1,300万円）、特定疾病保障定期保険特約（300万円）の合計2,300万円が死亡保険金として支払われます。また、これら一時金で支払われる保険金とは別に、年額200万円が5年間支払われることとなります。なお、特定疾病により所定の状態になった場合は、生前に特定疾病保険金として300万円が支払われます（この場合、特定疾病保障定期保険特約は消滅しますので、死亡保険金と重複して受け取ることはできません）。

5-2 保険料の払込方法と猶予期間

(1) 保険料の払込方法と払込経路

保険料の払込方法には月払い、半年払い、年払い、一時払い、前納払いなどがあり、払込経路には口座振替払い、団体扱い、送金扱い、クレジットカード扱いなどがあります。

(2) 払込期月と猶予期間

生命保険は一般的に長期間の契約であるため、保険契約者の事情により保険料を「払込期月」（保険料を払い込まなければならない月）までに払えない事態が生じることもあり

得ます。そこで、直ちに保険契約の効力を失わせることのないように、保険料の払込みには猶予期間が設けられています。猶予期間は、保険料の払込方法によって異なります。

払込方法	払込期月	猶予期間
月払い	契約日の月単位の応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月1日から末日まで
半年払い	契約日の半年単位の応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月1日から翌々月の月単位の契約応当日まで
年払い	契約日の年単位の応当日の属する月の1日から末日まで	

5-3 保険契約の失効と復活

(1) 失効

猶予期間を過ぎても払込みがない場合には保険契約の効力が失われます。これを「失効」といいます。失効すると、その後に保険事故が起きても、保険金等は支払われません。

(2) 復活

失効してから一定期間内に所定の手続きを行い、失効前の保険契約を元通りにして有効な状態にすることを「復活」といいます。復活するためには、告知（診査）と失効期間中の保険料の払込みが必要で、保険会社によっては所定の利息の払込みも必要となります。

5-4 保険の見直し

生命保険は一般的に長期間の契約であるため、結婚や出産など家族構成の変化や経済的事情などにより、保障内容の見直しが必要となります。特に、ライフプランの変化に応じた保険の見直しがポイントとなります。

(1) 保障の増額・減額

子どもの誕生などで保険金額を増やしたい場合など、加入中の生命保険の契約内容は変更せずに、主契約や特約の保険金額を増額することを「中途増額」といいます。増額部分は新規加入と同じく告知（診査）が必要となります。

一方、契約（保険期間）中の保険金額を下げるのが減額です。解約ではないので、保障の大部分または一部分がそのまま残ります。

(2) 中途付加

保険金の増額ではなく、主契約はそのままにして、特約を新たに追加して保障を増やすことを「中途付加」といいます。

(3) 契約転換

現在の契約を活用して新たな保険を契約する方法で、現在の契約の責任準備金や配当金を「転換（下取り）価格」として新しい契約の一部に充てる方法です。同じ保険会社でなければならず、また元の契約は消滅します。新たに告知（診査）等の手続きが必要で、保

## 第5編

## 金融資産運用設計

## 第5編のポイント

- ☑ 景気に関する主要な統計としては「景気動向指数」、物価に関する主要な統計としては「消費者物価指数」や「企業物価指数」がある。
- ☑ 預貯金は、大きく分けて、流動性預貯金と定期性預貯金に分類される。
- ☑ 債券は、大きく分けて、公共債、民間債、外国債等に分類される。
- ☑ 株式投資の指標には、株式市場全体の動向をとらえるための指標、個別銘柄の投資適格性を判断するための指標などがある。
- ☑ 投資信託には、株式投資信託、公社債投資信託、不動産投資信託（REIT）等がある。
- ☑ 国内で外貨建て金融商品に投資するためには円を外貨に換える必要があり、為替手数料がかかる。また、為替レートは常に変動する。
- ☑ 金融商品の収益に対しては、原則として、所得税15%（復興特別所得税を含めて15.315%）、住民税5%の税金がかかる。NISA口座では、配当金や売却益が一定の範囲において非課税となる。

## 第1章 金融・経済の基礎知識

## 1 主な経済・景気指標

経済・景気動向を把握するためには、各種指標・統計のとらえ方を理解しておく必要があります。

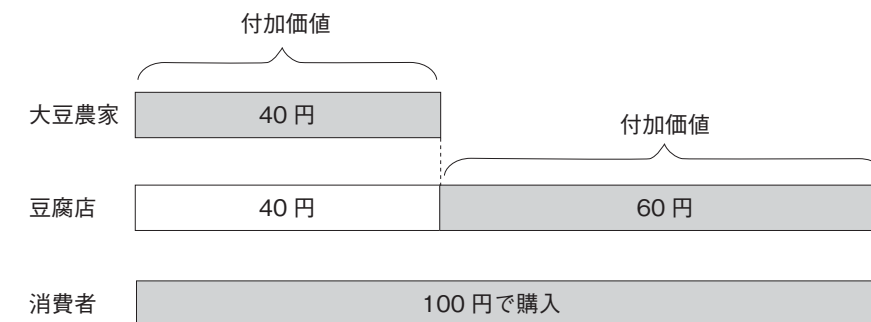
## 1-1 GDP（国内総生産）と経済成長率

## (1) GDPとは

「GDP（Gross Domestic Product）」とは、国内で一定期間に生産された財・サービスなどの付加価値の総額であり、一国の経済規模を表しています。GDPは、内閣府による四半期ごとの「国民経済計算」において公表されます。日本の2024年度の名目GDPは約642兆円（実質GDPは約587兆円）です。

付加価値とは、財・サービスなどの生産額から生産するために要した費用を差し引いたものです。以下の図は、豆腐生産の例です。肥料、水など生産の費用が一切かからないと仮定した場合、付加価値をすべて足したものが最終生産物である豆腐の価格になります。

&lt;付加価値のイメージ図&gt;



## (2) 名目GDPと実質GDP

「名目GDP」とは、時価で金額表示したGDPです。「実質GDP」とは、表面上の数値である名目GDPから物価水準の変化分を取り除いたものです。

## (3) 経済成長率

「経済成長率」とは、GDPの増加率のことです。通常は、実質GDPの増加率である実質経済成長率のことを指します。経済成長率は、一国の経済が拡大基調なのか、どの程度の成長をしているのかをとらえる指標です。

## (4) 三面等価の原則

GDPは、生産・分配（所得）・支出（需要）のどの側面から見ても等しくなるという三面等価の原則に基づき集計されます。しかし、実際の集計では、速報性やデータの確実性、経済分析上の目的を考慮し、特に支出側の数値が速報値として利用されるなど、最も分析に適したデータが適宜活用されます。

## 1-2 景気循環

経済情勢の調子が良いことを好景気（好況）、悪いことを不景気（不況）といいます。景気は「不況」「回復」「好況」「後退」の4つの局面が循環し、これを「景気循環」といいます。景気を判断するためには、さまざまな指標が用いられます。

## 1-3 景気動向指数

「景気動向指数」は、生産、雇用などの経済活動状況を表すさまざまな指標の動きを統合して、景気の現状把握や将来の動向予測のために内閣府が計算し発表している指標です。景気動向指数には「先行指数」「一致指数」「遅行指数」の3種類があり、それぞれについてCI（コンポジット・インデックス）とDI（ディフュージョン・インデックス）があります。

## ① 先行指数

景気の動きを先取りして動く11種類の統計データ（在庫率や新規求人数など）の動き

## 第4章 債券

### 1 債券の概要

#### 1-1 債券とは

「債券」とは、将来のクーポン（利息）支払い、額面の償還といったキャッシュフローが確定した証券のことをいいます。国、地方公共団体、民間企業、外国の政府・企業などが投資家から資金を調達するために発行します。

債券は、発行時に決められた利率に基づく利息が償還（満期）まで支払われる固定金利商品で、償還時には額面金額で償還されます。債券は償還の前に、売却することも可能ですが、売却価格が購入価格を上回る場合や下回る場合があります。

#### 1-2 債券の種類

##### (1) 発行体による分類

###### ① 公共債

国や地方公共団体、政府系機関が発行する債券です。

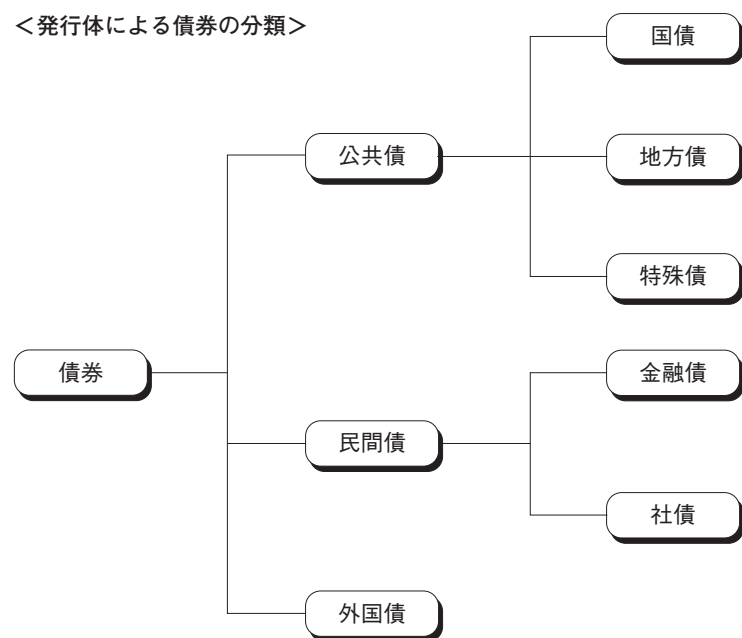
###### ② 民間債

特定の金融機関や事業会社が発行する債券です。

###### ③ 外国債

外国企業などが発行する債券です。

<発行体による債券の種類>



##### (2) 利息の支払いによる分類

###### ① 利付債

毎年決まった時期に利子が支払われる債券です。

###### ② 割引債

利払いがない代わりに、額面よりも低い価格で発行され、額面（普通は100円）で償還される債券です。

##### (3) 発行後の経過時期による分類

###### ① 新発債

新規に発行される債券です。

###### ② 既発債

すでに市場で流通している債券です。

##### (4) 個人向け国債

個人向け国債は、額面1万円単位で購入できる個人を対象とした債券です。額面金額で発行され、半年に1回利払いが行われます。通常の国債を売却する場合には市場価格で売却しますが、個人向け国債は、所定の据置期間経過後であれば国が額面金額で買い取ります。ただし、中途換金時には一定の利子相当額（税引き後）が差し引かれます。

##### 個人向け国債の商品性比較

	10年満期	5年満期	3年満期
金利	変動（半年ごと）	固定	固定
換金	1年後から		
中途換金調整額	直前2回分の利子×0.8		
金利水準	基準金利 <sup>*1</sup> ×0.66	基準金利 <sup>*2</sup> -0.05%	基準金利 <sup>*3</sup> -0.03%
金利の下限	0.05%		
発行	毎月		
利払い	半年ごと		

※1 10年満期個人向け国債の基準金利は、10年固定利付国債の平均落札価格を基に計算される複利利回り。

※2 5年満期個人向け国債の基準金利は、市場実勢利回りを基に計算し期間5年の固定利付国債の想定利回り。

※3 3年満期個人向け国債の基準金利は、市場実勢利回りを基に計算し期間3年の固定利付国債の想定利回り。

#### 1-3 発行条件

発行条件として、表面利率、発行価格、償還期限、利払いの方法が決められます。

##### (1) 表面利率

「表面利率」とは、毎年支払われる1年間の利息の額面金額に対する割合をいいます。表面利率は、「クーポンレート」とも呼ばれます。変動利付債を除き、償還まで変更されることがない固定金利です。

## 第6編

## 不動産運用設計

## 第6編のポイント

- ☑ 土地の価格には、実勢価格（実際に取引する際の価格）のほかに、公示価格、基準地標準価格、相続税路線価、固定資産税評価額の4つの公的価格がある。
- ☑ 不動産の売買は、民法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、宅地建物取引業法等の法律の規定が関係し、不動産の賃貸は、借地借家法等の法律の規定が関係している。
- ☑ 不動産に対しては、都市計画法や建築基準法等の法律により各種の規制がかけられている。
- ☑ 不動産の取得、保有、売却、賃貸には、それぞれ税金がかかる場合がある。ただし、マイホームについては、さまざまな特例が設けられている。

## 第1章 不動産の見方

## 1 不動産の基礎知識

## 1-1 不動産とは

不動産とは、「土地」とその「定着物」のことをいいます。代表的な定着物は建物です。建物は土地がないと建てることができないため、土地と建物を一体のものとして考えがちですが、土地と建物を別々の不動産として扱います。

## 1-2 土地

不動産登記法では、土地の種類のことを地目<sup>ちもく</sup>とといいます。地目には、田、畑、宅地、山林などがあり、登記記録（登記簿）の表題部の欄に登録されます。地目は、現在の土地の状況とは異なることもあります。土地は、利用すべき用途ごとに、居住用土地、商業用土地、工業用土地などにも分類されます。

## 1-3 建物

不動産登記法では、建物の種類を主たる用途により分類しており、居宅、店舗、事務所、工場などがあります。建物は、木造や鉄骨、鉄筋など構造の違いによっても分類されます。

## 1-4 土地の価格

土地の価格には、実勢価格（実際に取引する際の価格）のほかに、公示価格、基準地標

準価格、相続税路線価、固定資産税評価額の4つの公的価格があります。

	主な利用目的	評価時点	公表日	評価機関	価格水準
公示価格	一般の土地取引の目安	毎年 1月1日	3月	国土 交通省	—
基準地標準 価格	公示価格の補完	毎年 7月1日	9月	都道府県	公示価格と 同等
相続税路線 価	相続税、贈与税の算出	毎年 1月1日	7月	国税庁	公示価格の 8割程度
固定資産税 評価額	固定資産税、都市計画税、 不動産取得税等の算出	1月1日 (3年ごと)	基準年度は 4月1日	市町村	公示価格の 7割程度

## 1-5 不動産の鑑定評価

不動産の鑑定評価とは、「不動産の経済価値を判定し、その結果を価額に表示すること」です。国土交通省または都道府県に登録されている不動産鑑定業者のみが依頼を受けることができ、国土交通省に登録されている不動産鑑定士のみが、不動産の鑑定業務を行うことができます。

鑑定評価の方法には、原価方式による「原価法」、比較方式による「取引事例比較法」、収益方式による「収益還元法」の3つがあります。

## (1) 原価法

再調達原価を求め、これについて減価修正を行うことにより対象不動産の試算価格を求める手法です。

## (2) 取引事例比較法

事例の収集、選択、事情補正、時点修正を施し、地域要因および個別的要因の比較を行って求められた価格と比較考慮して対象不動産の試算価格を求める手法です。

## (3) 収益還元法

対象不動産が将来生み出すであろうと期待される純収益の現在価値（将来の金額を現在の価値に換算したもの）の総和を求めることにより対象不動産の試算価格を求める手法です。以下の2つの方法がよく知られています。

## ① 直接還元法

一期間の純収益を還元利回りによって還元して評価額を求める方法です。

## ② DCF（Discounted Cash Flow）法

連続する複数の期間に発生する純収益および復帰価格（期間満了後の売却によって得られると予想される価格）を、その発生時期に応じて現在価値に割り引き、これらを合計して評価額を求める方法です。

## 2 不動産に関する調査

### 2-1 不動産登記

不動産登記とは、法務局（登記所）の不動産登記記録に土地や建物の所在地、面積、構造、所有者の住所・氏名などを登録し、公示することです。一般公開することにより、権利関係などの状況を誰にでも分かるようにし、安全で円滑な取引を図る役割を果たしています。

### 2-2 不動産登記記録等の見方

登記事項証明書（登記簿謄本＝登記事項の全部または一部を証明した書面）には、対象不動産の過去から現在への物理的変動および権利関係の変動が記載されています。

#### (1) 表題部

土地、建物の表示についての事項が記載されています。「地積」「床面積」の項目には、それらの過去から現在への変動が表示されています。その変動は「原因及びその日付」の項目に、分筆・合筆・錯誤、または新築・増築などと表示されます。

#### (2) 権利部

##### ① 甲区

所有権についての事項が記載されています。登記の目的（所有権移転、差押など）、原因（売買、相続、代物弁済など）、共有の場合は各共有者の持分などが記載されています。

##### ② 乙区

所有権以外の権利についての事項が記載されています。登記の目的（抵当権設定、地役権設定、貸借権設定など）、原因、債権額または極度額、共同担保目録番号、その他の条件や特約などが記載されています。

<登記事項証明書（土地）の記載例>

様式例・1

表題部（土地の表示）		調製	余白	不動産番号	000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	特別区南都町一丁目			余白	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
101番	宅地	300.00		不詳 〔平成30年10月14日〕	
所有者	特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎				

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成30年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎
2	所有権移転	平成30年10月27日 第718号	原因 平成30年10月26日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成30年11月12日 第807号	原因 平成30年11月4日金銭消費貸借同日設定 債権額 金4,000万円 利息 年2.60%(年365日日割計算) 損害金 年14.5%(年365日日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社 南北銀行 (取扱店 南都支店) 共同担保 目録(あ)第2340号

共同担保目録				
記号及び番号		(あ)第2340号	調製	平成30年11月12日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備	
1	特別区南都町一丁目 101番の土地	1	余白	
2	特別区南都町一丁目 101番地 家屋番号101番の建物	1	余白	

### 2-3 不動産登記の効力

不動産登記には、物理的な状況や権利の状態を公示するほかにも以下のような特徴があります。

#### (1) 第三者への対抗力がある

対抗力とは、不動産の所有権を登記することで、第三者に対して「自分が本当の所有者だ」と主張することができる効力のことです。登記には、対抗力があります。

# 第7編

## 相続・事業承継設計

### 第7編のポイント

- ☑ 相続において被相続人の財産を引き継ぐことができる人、すなわち相続人は、民法によって定められている。
- ☑ 相続税額は、課税価格の計算、相続税の総額の計算、各人ごとの納付税額の計算、これらのステップを経て算出する。
- ☑ 贈与税の課税制度には、原則的な課税制度である「暦年課税」と、一定の要件に該当する場合に選択することができる「相続時精算課税」がある。
- ☑ 相続財産の評価は時価によることを基本としつつ、その評価方法は国税庁の「財産評価基本通達」で細かく決められている。

### 第1章 相続の基礎知識

#### 1 親族の範囲

民法は、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族を「親族」として規定しています。

##### (1) 血族

「血族」には、血縁関係にある人（自然血族）と生物学的な血縁関係になくとも、法律上血縁関係にあるとみなされる人（法定血族）があります。自然血族は、親子や兄弟姉妹などであり、法定血族は、養子縁組によって生じる養子や養親などです。

##### (2) 姻族

「姻族」とは、配偶者の血族、あるいは血族の配偶者のことをいいます。配偶者の一方の血族と他方の血族（例えば、夫の両親と妻の両親）には姻族関係はありません。

##### (3) 配偶者

「配偶者」とは、婚姻によって夫婦となった人の一方からみた他方のことをいいます。夫からみれば妻が配偶者であり、妻からみれば夫が配偶者です。配偶者は血族でも姻族でもなく、親等もありません。

##### (4) 直系血族・傍系血族

例えば、父母と子、祖父母と孫のように、血統が直下する形に連絡する血族が「直系血族」です。これに対して、血統が共同始祖によって連絡する血族が「傍系血族」です。例えば、兄弟姉妹は父母を共同始祖とした傍系血族になります。

##### (5) 尊属・卑属

父母や祖父母など自分より前の世代に属する人を「尊属」といいます。一方、子や孫な

ど後の世代に属する人を「卑属」といいます。

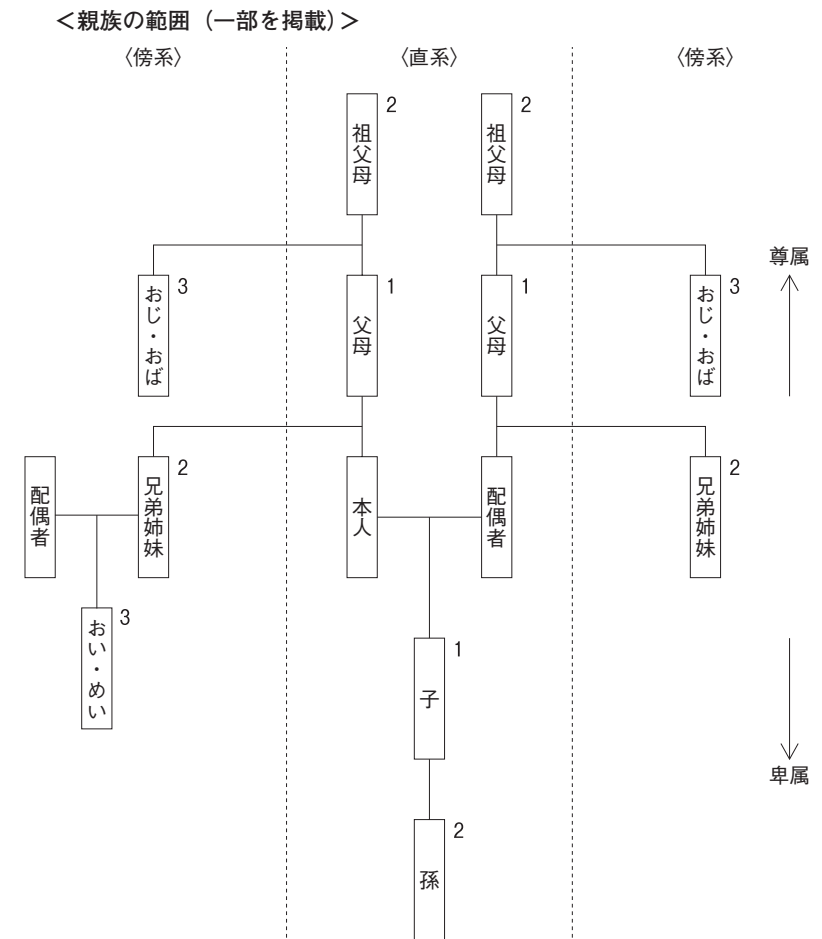
#### 2 親等

「親等」とは、親族関係の遠近を示す単位であり、一世代を単位とします。

直系血族間の親等は、両者間の世数を数えます（例えば、祖父母と孫は2親等になります）。

傍系血族間の親等は、両者から共通の始祖に至る世数を合計します（例えば、兄弟姉妹は2親等、叔父・叔母と甥・姪とは3親等になります）。

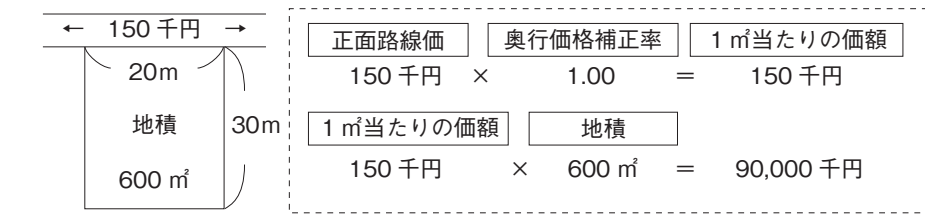
姻族の親等は、配偶者の血族に関しては、配偶者を基準として同様の方法で計算します（例えば、配偶者の父母は1親等、配偶者の兄弟姉妹は2親等になります）。これは、配偶者には親等がないためです。



※ 数字は親等を表します。

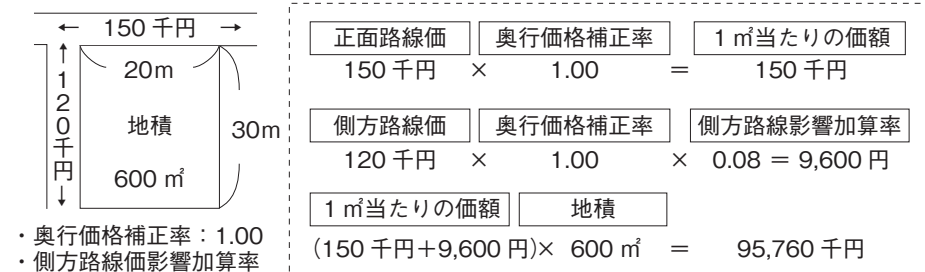
<路線価方式における評価の具体例>

【例①】 一方が道路に面する宅地の評価額



・奥行価格補正率：1.00

【例②】 正面と側面が道路に面する宅地の評価額



・奥行価格補正率：1.00  
 ・側方路線価影響加算率：0.08

1-2 自用地以外の評価

自用地以外の宅地は、課税時期における利用状況に応じて、自用地評価額を基礎に評価額を計算します。

自用地以外の評価方法

形態	評価方法
借地権 (借地権者が建物を建てて所有している場合)	自用地評価額 × 借地権割合
貸宅地 (借地権が設定されている宅地の場合)	自用地評価額 × (1 - 借地権割合)
貸家建付地 (自己所有の土地に貸家を建てている場合)	自用地評価額 × (1 - 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合)
貸家建付借地権 (借地権者が建物を建てて賃貸している場合)	自用地評価額 × 借地権割合 × (1 - 借家権割合 × 賃貸割合)

1-3 家屋の評価

家屋の評価は、原則として固定資産税評価額に基づき倍率方式で計算されます。

ただし、自用家屋と貸家で評価方法が異なります。

形態	評価方法
自用家屋	固定資産税評価額 × 1.0
貸家	自用家屋の評価額 × (1 - 借家権割合 × 賃貸割合)
建築中の家屋	費用現価 × 70%

(注) 費用現価とは、課税時期までに投下された建築費用の額を課税時期の価額に引き直した額の合計額のことです。

1-4 小規模宅地等の評価減の特例

被相続人の死亡後、家族で住んでいる自宅や事業用店舗とその敷地しか財産がない場合、それに対して多額の相続税が課せられるのであれば、自宅や店舗を売って相続税を払わなくてはなりません。

そこで、相続や遺贈によって取得した財産で、被相続人または被相続人と生計を一にする親族の居住用宅地、事業用宅地、不動産貸付用宅地などのうち、一定の面積までの部分について、通常の評価額から50～80%相当額を減額する特例が設けられています。これを「小規模宅地等の評価減の特例」といいます。

なお、この特例は、相続税の申告期限までに遺産分割が完了していない宅地には適用されません。ただし、申告期限後3年以内に分割された場合には、適用を受けることができます。

(2) 倍率方式

倍率方式とは、その宅地の固定資産税評価額に、国税局長が定めた一定の倍率を乗じて計算した金額により評価する方法です。路線価が付されていない宅地は、倍率方式で評価します。

固定資産税評価額 × 倍率 = 評価額

## 第8編

# キャッシュフロー表の作り方

## 第1章 キャッシュフロー表の作成

### 1 ライフイベント表・キャッシュフロー表

第1編ファイナンシャル・プランニング概論で学習したとおり、ライフデザイン（個人の生き方）を具体化したものが、ライフプラン、つまり生涯生活設計です。ライフプランを考えるうえでは、将来の収入や支出を見積もり、ライフイベントにかかる費用や将来必要となる資金について把握しておく必要があります。

本編ではライフイベント表、キャッシュフロー表の作成について学習します。

### 2 ライフイベント表の作成

#### 2-1 ライフイベント表とは

ライフイベント表とは、結婚、子どもの誕生、住宅取得など将来の予定や希望、目標を時系列で表したものです。ライフイベントには大なり小なりのお金関わってくるため、この先どのタイミングでどのくらいのお金が必要となるのかを把握することで、具体的なイメージを持つことができるようになります。

#### 2-2 ライフイベント表を作成することによるメリット

- ① 漠然と考えていた自分と家族のイベントが再確認でき、視覚的に時系列で把握できる。
- ② 将来に向けての夢の構築と、自己啓発（生涯学習）開始のきっかけづくりができる。
- ③ イベントに必要な費用を数値化（現在価値）して把握できる。

#### 2-3 ライフイベント表に盛り込む内容

ライフイベント表に盛り込む内容は、経過年数、年次（西暦、年号）、家族の名前、年齢、イベント（家族と個人）、現在価値での予算あるいは必要資金です。

差し迫った3～5年以内のものは詳細に盛り込み、遠い将来になるにつれて大まかになります。家族構成に親の情報を記載することで、将来の親との同居や介護などの必要性も認識できます。

ライフイベントの例として、結婚、転職、住宅購入、自動車購入、旅行、退職などが挙げられます。

#### 2-4 ライフイベント表作成の留意点

ライフイベントごとにかかる費用を「予算」として「現在価値」で記入します。その際、一時的な収入も記入するようにします。例えば、保険の満期金、退職金、親からの贈与などが挙げられます。ライフイベント表作成にあたっては、各種の統計データを利用するケースが出てきますが、これらのデータはあくまで平均的なものなので、「目安」でしかないことを十分に理解して使用する必要があります。

<現状のキャッシュフロー表（作成例）>  
 事例は横書きであるが、作成に必要な項目を満たしていれば縦書きでもよい。

キャッシュフロー表

経過年数	西暦(年)	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047
家族年齢	本人	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
	配偶者						26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
	第1子								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	第2子									1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
ライフイベント	夫婦						結婚	第1子誕生	第2子誕生					マイホーム				家族旅行					
	第1子											幼稚園			小学校						中学入学		
	第2子												幼稚園			小学校					中学入学		
	イベント																						
収入	項目																						
	変動率(%)																						
	給与収入(本人)	360	365	371	376	382	388	394	400	406	412	418	424	430	437	443	450	457	464	471	478	485	492
	継続						376	382	387	393	399	405	411	417	424	430	436	443	450	456	463	470	477
	他の収入(ローン控除)													30	29	28	27	26	25	24			
	保険満期金等																						
	一時																						
	ローン借入金																						
	退職金																						
	収入の合計(A)	360	365	371	376	382	388	394	400	406	412	418	424	430	437	443	450	457	464	471	478	485	492
支出	基本生活費	200	203	206	209	212	315	320	325	330	335	340	345	350	355	361	366	371	377	383	388	394	400
	住居費(家賃・ローン)	144	144	144	144	144	156	156	156	156	156	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168
	住居費(固定資産税)																						
	保険料							60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	教育費																						
	その他の支出	20	20	21	21	21	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	106	121
	一時的支出																						
	支出の合計(B)	364	367	371	374	377	850	601	606	612	618	672	678	684	690	696	702	708	714	720	726	834	856
	年間収支(A-B)	-4	-2	0	2	5	-86	175	180	186	192	151	157	-805	150	119	127	132	113	163	333	144	162
	貯蓄残高(運用率)	50	49	49	49	52	57	-29	146	328	517	715	873	1,038	244	396	519	651	790	911	1,082	1,426	1,584

(注) キャッシュフロー表においては、単位未満の端数を四捨五入しています。端数処理の関係で合計額等が一致しないことがあります。

(単位：万円) 作成日 2026年3月1日

経過年数	西暦(年)	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047
家族年齢	本人	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65					
	配偶者	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63					
	第1子	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36					
	第2子	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35					
ライフイベント	夫婦						家族旅行																				
	第1子																結婚										
	第2子																										
	イベント																										
収入	項目																										
	変動率(%)																										
	給与収入(本人)	500	507	515	522	530	538	546	554	563	571	580	588	597	606	615	625	635	645	655	665	675	685	695	705	715	
	継続						484	492	499	506	514	522	530	537	546	554	562	570	579								
	他の収入(ローン控除)																										
	保険満期金等	200	20	200																							
	一時																										
	ローン借入金																										
	退職金																										
	収入の合計(A)	1,184	1,019	1,214	1,029	1,244	1,060	1,076	1,092	1,108	1,125	1,142	1,159	1,176	1,193	1,210	1,227	1,244	1,261	1,278	1,295	1,312	1,329	1,346	1,363	1,380	
支出	基本生活費	406	412	418	425	431	438	444	451	457	464	471	478	486	493	500	508	515	523	531	539	547					
	住居費(家賃・ローン)	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168					
	住居費(固定資産税)	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45					
	保険料	36	36	24	24	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					
	教育費	153	282	257	319	398	359	364	231																		
	その他の支出	82	83	85	86	87	88	90	91	92	94	95	97	98	100	101	103	104	106	107	109	110					
	一時的支出	62	126				26																				
	支出の合計(B)	952	1,152	997	1,067	1,133	1,128	1,115	990	767	775	784	792	801	1,092	918	971	936	846	855	697	706					
	年間収支(A-B)	232	-133	216	-38	111	-68	-39	102	341	350	358	367	1,376	-486	-303	-347	-486	-396	-405	-247	1,744					
	貯蓄残高(運用率)	2,011	1,898	2,134	2,117	2,250	2,204	2,187	2,311	2,676	3,052	3,441	3,842	5,256	4,823	4,568	4,267	3,824	3,466	3,096	2,880	4,653					

## 目次

## 序章 ファイナンシャル・プランニングを学ぶ意味

1	ニーズとウォンツ	12
2	機会費用	13
3	意思決定	13
4	個人の意味決定と社会	14
5	仕事とキャリア形成	14
6	ライフプラン（生涯生活設計）	15

## 第1編 ファイナンシャル・プランニング概論

## 第1章 FPと倫理

1	FPとは	18
2	FPの職業倫理	23

## 第2章 ファイナンシャル・プランニングの基礎知識

1	ファイナンシャル・プランニングの考え方	26
2	FPの関連知識	30

## 第2編 ライフプランニング

## 第1章 ライフプランニングと資金計画

1	人生の3大資金	32
2	教育資金設計	32
3	住宅資金設計	34
4	老後の生活設計（リタイアメントプランニング）	37
5	ローンとキャッシュレス決済	38

## 第2章 社会保険

1	社会保障制度	42
2	社会保険制度	42
3	公的医療保険	42
4	公的介護保険	45
5	労災保険（労働者災害補償保険）	46
6	雇用保険	48

## 第3章 公的年金

1	公的年金制度	52
---	--------	----

2	老齢給付	55
3	障害給付	58
4	遺族給付	60
5	離婚時の厚生年金分割制度	61
6	併給調整・請求手続	62

## 第4章 企業年金・個人向け年金等

1	企業年金制度	63
2	個人向け年金等	65

## 第5章 年金と税金

1	公的年金等に係る税金	68
2	個人年金に係る税金	68
3	企業年金に係る税金	68

## 第3編 タックスプランニング

## 第1章 日本の税制

1	税金の種類	74
---	-------	----

## 第2章 所得税の基礎知識

1	所得税とは	76
2	所得税の申告と納付	76
3	青色申告制度	77
4	所得税の課税方法	78

## 第3章 各種所得の計算

1	利子所得	80
2	配当所得	80
3	不動産所得	81
4	事業所得	82
5	給与所得	83
6	退職所得	84
7	山林所得	85
8	譲渡所得	86
9	一時所得	87
10	雑所得	88

## 第4章 課税標準の計算

1	課税標準の計算	91
---	---------	----

<b>第5章 課税所得金額の計算</b>	
1 所得控除の種類 (16種類)	92
<b>第6章 税額算出と税額控除</b>	
1 納付税額の計算の流れ	100
2 納付税額の計算	102
<b>第7章 源泉徴収制度</b>	
1 源泉徴収制度	103
2 源泉徴収票	103
<b>第8章 個人住民税・個人事業税・消費税</b>	
1 個人住民税	105
2 個人事業税	106
3 消費税	106
<b>第9章 法人税</b>	
1 法人税の概要	108
2 法人税の計算	108
3 法人税の申告と納付	110
<b>第4編 リスクマネジメント</b>	
<b>第1章 リスクマネジメント</b>	
1 リスクマネジメントとは	116
<b>第2章 保険制度</b>	
1 社会保険と民間保険	119
2 保険募集	120
3 契約者保護に関する制度と規制	121
<b>第3章 生命保険</b>	
1 生命保険の仕組み	123
2 主な生命保険商品の種類	126
3 主な特約の種類	129
4 団体保険	130
5 生命保険の契約	131
6 生命保険と税金	134
<b>第4章 損害保険</b>	
1 損害保険の仕組み	138
2 火災保険	140

3 自動車保険	143
4 傷害保険	144
5 賠償責任保険	145
6 損害保険と税金	147
<b>第5章 第三分野・その他の保険</b>	
1 第三分野の保険	149
2 その他の保険	150

## 第5編 金融資産運用設計

### 第1章 金融・経済の基礎知識

1 主な経済・景気指標	156
2 景気対策	159
3 金利変動の要因	161
4 金融商品のリスク	162
5 金利と金融商品の基礎知識	162

### 第2章 預貯金

1 預貯金の種類	165
----------	-----

### 第3章 信託

1 信託とは	167
2 信託銀行の主な商品 (金銭信託)	167

### 第4章 債券

1 債券の概要	168
2 債券価格の変動要因	170
3 債券の利回り	171

### 第5章 株式

1 株式の概要	174
2 売買の実際	175
3 株式市場全体の株価指標	176
4 個別銘柄の投資指標	177

### 第6章 投資信託

1 投資信託の概要	179
2 投資信託の分類	180
3 投資信託の運用手法	182
4 投資信託の購入と費用	183

<b>第7章 外貨建て金融商品</b>	
1 為替手数料	185
2 外貨預金とは	185
3 外国債券とは	185
4 外国株式とは	186
5 外国投資信託とは	186
<b>第8章 派生商品（デリバティブ）</b>	
1 派生商品（デリバティブ）とは	187
2 先物取引	187
3 オプション取引	187
4 スワップ取引	187
<b>第9章 ポートフォリオ運用の基礎</b>	
1 ポートフォリオとは	188
2 分散投資によるリスクの軽減	188
3 資産配分（アセットアロケーション）とは	189
<b>第10章 金融商品と税金</b>	
1 預貯金	190
2 債券	190
3 株式	190
4 投資信託	190
5 少額投資非課税制度（NISA）	191
6 財形貯蓄制度	192
7 外貨建て金融商品	192
<b>第11章 預金保険制度とセーフティネット</b>	
1 預金保険制度	193
2 その他セーフティネット	193

## 第6編 不動産運用設計

<b>第1章 不動産の見方</b>	
1 不動産の基礎知識	200
2 不動産に関する調査	202
<b>第2章 不動産の取引</b>	
1 不動産の売買	205
2 不動産の賃貸借	206

3 区分所有法	208
<b>第3章 不動産に関する法令上の規制</b>	
1 都市計画法	211
2 建築基準法	213
<b>第4章 不動産の取得・保有・譲渡と税金</b>	
1 不動産と税金の概要	218
2 不動産の取得と税金	218
3 不動産の保有と税金	220
4 居住用不動産の譲渡の特例	221
5 不動産の有効活用	224

## 第7編 相続・事業承継設計

<b>第1章 相続の基礎知識</b>	
1 親族の範囲	232
2 親等	233
3 相続の考え方	234
4 相続人	234
5 相続分	235
6 相続の承認と放棄	236
7 遺産分割	237
8 遺言	238
9 遺留分	239
10 成年後見制度	240
11 相続開始後の手続き	241
<b>第2章 相続税</b>	
1 相続税とは	242
2 相続税の計算	244
3 相続税の申告と納付	247
<b>第3章 贈与税</b>	
1 贈与とは	249
2 贈与税の計算	251
3 贈与税の申告と納付	253
<b>第4章 相続財産の評価</b>	
1 不動産の評価	255

2 その他の財産の評価	258
<b>第5章 事業承継</b>	
1 事業承継対策	260

## 第8編 キャッシュフロー表の作り方

### 第1章 キャッシュフロー表の作成

1 ライフイベント表・キャッシュフロー表	266
2 ライフイベント表の作成	266
3 キャッシュフロー表の作成	269
4 ライフイベントに応じた資金準備をしよう！	277

### 第2章 各種係数

1 終価係数	282
2 現価係数	283
3 減債基金係数	284
4 年金終価係数	285
5 資本回収係数	286
6 年金現価係数	287

## 資料

### 資料：FPと関連法規

1 ファイナンシャル・プランニング業務と関連する法律	290
1-1 金融商品取引法	290
1-2 投資助言・代理業、投資運用業	290
1-3 金融商品仲介業	291
1-4 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 (旧金融商品販売法)	291
1-5 金融サービス仲介業	292
1-6 消費者契約法	292
1-7 特定商取引法	293
2 関連業法等の順守	293
2-1 税理士法	293
2-2 弁護士法	295

2-3 保険業法	296
2-4 著作権法	296
2-5 個人情報保護法	297
2-6 貸金業法	298
2-7 マイナンバー法	299

## 索引

・【あ】～【ろ】	300
----------	-----

## 〈ケーススタディー覧〉

・将来受け取れる年金額はどれくらいになるの？【ライフ】	69
・社会人1年目の所得税はどれくらい引かれる？【タックス】	111
・万一のときに必要な死亡保障額はどれくらい？【リスク】	151
・目標額を貯めるのに必要な期間と積立額は？【金融】	195
・賃貸住宅を借りる際に気を付けるポイントは？【不動産】	227
・法定相続人の範囲と法定相続分を考えてみよう【相続】	261

本書は、原則として2025年12月1日時点の法令等に基づいて編集したものです。